

(21) 寄附行為、定款等についての確認事項

寄附を受けた法人の運営組織が適正である（7ページを参照してください。）と判定するためには、寄附行為、定款又は規則に次に掲げる事項が記載されているか確認する必要があります。それぞれの法人形態に応じて、必要事項が記載されているか確認してください。**次の確認事項は、法人の運営組織が適正か判定するための一般的な確認事項を例示したものです。**また、「一般社団・財団法人法」や「公益認定法」等の他の法律により寄附行為、定款又は規則に記載すべきこととされている事項についても、記載されていることが必要です。

なお、**社会福祉法人、都道府県知事が所轄する学校法人又は更生保護法人については、国税庁長官の定める通達に基づいた寄附行為又は定款が定められていればよいこととされています。**詳しくは、国税庁ホームページの「租税特別措置法第40条関係」の各法令解釈通達をご覧ください。

【国税庁ホームページ】 <https://www.nta.go.jp>

【掲載場所】「ホーム>法令等>法令解釈通達>所得税関係 措置法通達」（令和3年6月現在）

・租税特別措置法第40条関係

件	名
都道府県知事が所轄する学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税取扱いについて	
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けようとする場合における社会福祉法人定款例について	
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けようとする場合における更生保護法人標準定款について	

【確認事項】

- この表の「その他の法人」とは、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定一般法人以外の法人をいい、例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人などをいいます。
- この表の「その他の法人」のうち、「社団形態」とは、その法人に社員総会又はこれに準ずる決定機関がある法人を、「財団形態」とは、それ以外の法人をいいます。
- 寄附をした人及びその親族その他特殊の関係がある人が寄附を受けた法人の役員等及び職員に含まれておらず、かつ、これらの人が寄附を受けた法人の財産の運用及び事業の運営について私的に支配している事実がなく、将来においても私的に支配する可能性がないと認められる場合には、この表のNo.22及びNo.27に掲げる事項についてのみ定められていればよいこととされています。

No.	法人の種類 確認事項	法人の種類					
		① 公益社団法人	② 公益財団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般社団法人	④ 一般財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
1	理事の定数は6人以上ですか。	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	監事の定数は2人以上ですか。	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	評議員の定数は6人以上であり、理事の定数と同数以上ですか。	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—	—
4	評議員会の制度が設けられており、評議員の定数は理事の定数の2倍超（理事と評議員の兼任禁止規定が設けられている場合は、同数以上）ですか。	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>

No.	法人の種類 確認事項	① 公益社 団法人	② 公益財 団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
5	「理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。」旨の規定はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	「監事には、理事及び評議員並びにその法人の職員が含まれてはならない。」旨の規定はありますか。 (注) 寄附を受けた法人の種類が①の場合は、評議員に係る規定は不要です。	<input type="checkbox"/> (注)	<input type="checkbox"/>	—	—	—	—
7	「監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。」旨の規定はありますか。 (注) 寄附を受けた法人の種類が③の場合又は⑤の場合で評議員会の設置がないときは、評議員に係る規定は不要です。	—	—	<input type="checkbox"/> (注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (注)	<input type="checkbox"/>
8	<u>監事が6人未満</u> の場合、No.6又はNo.7の旨の規定に続けて「監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。」とする旨の規定はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<u>監事が6人以上</u> の場合、No.6又はNo.7の旨の規定に続けて「監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、監事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。」旨の規定はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	「評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることとなつてはならない。」旨の規定はありますか。	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
11	「理事及び監事の選任は、社員総会における選挙又は評議員会の議決により選任されるなどその地位にあることが適当と認められる者を公正に選任する。」旨の規定はありますか。	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

No.	法人の種類 確認事項	① 公益社 団法人	② 公益財 団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
12	「評議員の選任は、例えば評議員選任のため設置された委員会（寄附を受けた法人の種類が⑥の場合は理事会）の議決により選任されるなどその地位にあることが適当と認められる者を公正に選任する。」旨の規定はありますか。	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
13	「理事会を設置する。」旨の規定はありますか。	—	—	<input type="checkbox"/>	—	—	—
14	「理事会におけるNo.23以外の項目の議決数は、理事総数（現在数）の過半数とする。」旨の規定はありますか。	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—
15	「理事会におけるNo.24以外の項目の議決数は、理事総数（現在数）の過半数とする。」旨の規定はありますか。	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
16	「社員総会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き総社員の過半数の出席のもと、出席社員の過半数の決議を受けなければならない。」旨の規定はありますか。 ※ 各社員の議決権は各1個とし、社員総会において行使できる議決権の数、行使できる事項及び行使の条件等について定款の定めがある場合は、原則として、運営組織が適正であることに該当しないこととされています。	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—
17	「評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き評議員総数（現在数）の過半数の決議を受けなければならない。」旨の規定はありますか。	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
18	理事会又は社員総会若しくは評議員会において議事の表決を行う場合には、「あらかじめ通知された事項について書面をもって意思表示した者は出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできない。」旨の規定はありますか。	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	「役員等（理事、監事、評議員など）に対しては、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない。」旨の規定はありますか。	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

No.	法人の種類 確認事項	① 公益社 団法人	② 公益財 団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
20	育英事業又は助成事業等を行う法人である場合は、「奨学金又は助成金等の支給対象者を選考するため、理事会又は評議員会において選出される教育関係者又は学識経験者等により組織される選考委員会を設ける。」旨の規定はありますか。	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>
21	基本財産に関する規定はありますか。	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—
22	「剰余金の分配を行ってはならない。」旨の規定はありますか。 (注) 寄附を受けた法人の種類が⑤の場合は、認可地縁団体に該当するときに確認します。	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (注)	—
23	寄附を受けた法人の種類が③の場合は「『E』、『F（事業の一部譲渡を除く。）』以外の事項について、あらかじめ理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けなければならない。」旨の規定はありますか。また、「『C』、『D』以外の事項について、社員総会の決議を受けなければならない。」旨の規定はありますか。 寄附を受けた法人の種類が⑤の場合は「『E』、『F』以外の事項について、あらかじめ理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けなければならない。」旨の規定はありますか。また、「『A』から『G』までの事項について、社員総会の決議を受けなければならない。」旨の規定はありますか。なお、「F」のうち「事業の全部又は一部の譲渡」に係る規定は必要ありません。 A 収支予算（事業計画） B 決算（事業報告） C 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け D 借入金（その事業年度内又は会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 E 寄附行為、定款等の変更 F 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡 G 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項 ※1 会計監査人設置一般社団法人で一定の場合には、「B」については社員総会の決議に係る規定は必要ありません。 2 No.25により評議員会などに委任されている事項がある場合は、その事項の社員総会の決議に係る規定は必要ありません。	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—

No.	法人の種類 確認事項	① 公益社 団法人	② 公益財 団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
24	<p>寄附を受けた法人の種類が④の場合は「『E』、 『F（事業の一部譲渡を除く。）』」以外の事項 について、あらかじめ理事会における理事総数 （現在数）の3分の2以上の議決を受けなけれ ばならない。」旨の規定はありますか。また、 「『C』、『D』以外の事項について、評議員会 の決議を受けなければならない。」旨の規定はあ りますか。</p> <p>寄附を受けた法人の種類が⑥の場合は「『A』か ら『G』までの事項について、あらかじめ理事 会における理事総数（現在数）の3分の2以上 の議決を受けなければならない。」旨の規定はあ りますか。また、「『A』から『G』までの事項 について、評議員会の同意を受けなければなら ない。」旨の規定はありますか。なお、「F」の うち「事業の全部又は一部の譲渡」に係る規定 は必要ありません。</p> <p>A 収支予算（事業計画） B 決算（事業報告） C 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び 譲受け D 借入金（その事業年度内又は会計年度内の収 入をもって償還する短期借入金を除く。）その 他新たな義務の負担及び権利の放棄 E 寄附行為、定款等の変更 F 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡 G 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項 ※ 会計監査人設置一般財団法人で一定の場合には 「B」については評議員会の決議に係る規定は必要あ りません。</p>	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
25	<p>社員総会のほかに事業の管理運営に関する事項 を審議するため評議員会などが設けられNo.23の 「E」、「F」以外の事項の決定がこれらの機関に 委任されている場合におけるこれらの機関の構 成員の定数及び選任並びに議事の決定につい ては、次の規定が設けられていますか。</p> <p>イ 構成員の定数は、理事の定数の2倍を超え ていること。 ロ 構成員の選任については、上記No.10及びNo. 12が定められていること。 ハ 議事の決定については、原則として、構成員 総数の過半数の議決を必要とすること。</p>	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—

No.	法人の種類 確認事項	① 公益社 団法人	② 公益財 団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
26	寄附をした人又はその親族が役員となっている会社の株式等の寄附を受けた法人にあつては、「株式等の議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を受けなければならない。」旨の規定はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
27	「解散した場合の残余財産は、国、地方公共団体又は他の租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に帰属する。」旨の規定はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>